

## 広島県告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和三年広島県告示第六百五十八号で認可した広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

### 一 施行者の名称

大竹市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十六年二月十三日から令和七年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

令和三年広島県告示第六百五十八号の事業地のうち、大竹市小方一丁目において、事業地を変更する。

使用の部分

変更なし